

○農林水産省告示第七百三十五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表一の二の項の中華人民共和国から
発送されるれいしの生果実に係る農林水産大臣が
定める基準を次のように定め、平成六年四月二十
五日から施行する。

平成六年四月二十二日

農林水産大臣 畑 英次郎

一 植物及び地域

れいしの生果実であつて、中華人民共和国植
物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区
として指定した地域で生産されたものであるこ
と。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの
であること。

三

〔一〕生産地における検査及び証明

中華人民共和国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されている中華人民共和国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

〔二〕〔一〕の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア ミカソコミバエに侵されていないものであること。

イ 四の消毒が行われたものであること。

〔三〕〔一〕の植物検疫証明書には、〔一〕の検査及び四の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。

〔四〕生産地における消毒

〔一〕蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心部を四十六・五度とし、その温度以上で十分間消毒した後、低温処理施設において、当該消毒の終了後六時間以内に当該生果実の中心部を二度とし、その温度で四十時間消毒すること。

〔二〕〔一〕の蒸熱処理施設における消毒は、次の要件を満たすものとすること。

ア 一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の三十三パーセント以上とすること。

イ 生果実の中心部の温度は、三十度から四十一度まで一定の上昇率で上げ、その後、四十六・五度とすること。

〔五〕こん包及びこん包場所

〔一〕生果実は、ミカソコミバエの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

〔二〕こん包は、ミカソコミバエの侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

〔三〕各こん包には、中華人民共和国植物防疫機関による封印がなされていること。

〔六〕〔一〕の検査及び四の消毒が行われた生果実のこん包に、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

〔七〕〔一〕の仕向地の表示は、こん包の三面以上になされていること。